

○ 財務省告示第 276 号

国債の発行等に関する省令（昭和 57 年大蔵省令第 30 号）第 6 条第 11 項の規定に基づき、令和 5 年 10 月 12 日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和 5 年 11 月 9 日

財務大臣 鈴木 俊一

- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1 名称及び記号        | 利付国庫債券（5 年）（第 161 回）  |
| 2 発行の根拠法律及びその条項 | 特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）第 46 条第 1 項  |
| 3 振替法の適用等       | 社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。  |
| 4 発行方法          | 募集取扱機関による募集の取扱いによる発行  |
| 5 発行額           | 額面金額で 2,173,900,000 円   |
| 6 払込金額          | 2,181,073,870 円   |
| 7 最低額面金額        | 50,000 円  |
| 8 振替単位          | 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。   |
| 9 発行日           | 令和 5 年 10 月 12 日  |
| 10 発行価格         | 額面金額 100 円につき 100 円 33 銭  |
| 11 利率           | 年 0.3%  |
| 12 経過利子の払込み     | 各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第 18 号に規定する期日に払い込むものとする。<br>$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{114}{365}$ |
| 13 初期利子         | 令和 5 年 12 月 20 日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、  |

次号及び第 15 号において規定する期日について同じ。)

$$\text{額面金額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

- |    |            |  |
|----|------------|--|
| 14 | 第 2 期以後の利子 | 毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日を支払期とし、各支払期において、その日以前 6 月間に属する利子を支払う。 |
| 15 | 償還期限       | 令和 10 年 6 月 20 日   |
| 16 | 償還金額       | 額面金額 100 円につき 100 円  |
| 17 | 元利金支払場所    | 日本銀行   |
| 18 | 払込期日       | 令和 5 年 10 月 12 日   |